○国土交通省告示第九百五十三号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十三年九月十六日

国土交通大臣　前田　武志

(一) 登録番号　15

(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称

社団法人日本空調衛生工事業協会

一般社団法人日本配管工事業団体連合会

全国管工事業協同組合連合会

(三) 変更後の事務所の所在地

一般社団法人日本配管工事業団体連合会

東京都台東区東上野一丁目一三番十号小宮山ビル四階

(四) 変更年月日　平成二十三年九月二十日

○国土交通省告示第九百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規程により、次の土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅命第三百八十二号）第四条第一項の規程に基づき、告示する。

平成二十三年九月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一　望原谷川

平成十二年建設省告示第二千四百一号で指定した同号十四に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第九百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十三年九月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

秋川

(二) 砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第七百四十七号で指定した土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号を順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都あきる野市舘谷字追原

一四四番三地先河川敷　一号及び九号から十一号まで

一四四番一　二号及び三号

一四一番三　四号

一三九番一　五号から八号まで

○観光庁告示第十五号

旅行業法第十二条の十五第一項の規定により、次の登録研修機関の登録は、その効力を失ったため、同法第十二条の二十八第一号の規定を準用し、公示する。

平成二十三年九月十六日

観光庁長官　溝畑　宏

一　登録年月日　平成十七年八月二十五日

二　登録番号　第七号

三　登録研修機関の氏名又は名称　クラブツーリズム株式会社

四　住所　東京都新宿区西新宿六丁目三番一号

五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目三番一号

六　法人にあってはその代表者の氏名　岡本　邦夫

七　失効年月日　平成二十三年八月二十四日

○防衛省告示第二百三十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年九月十六日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十三年十月一日から平成二十三年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ) 北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ) 北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ) 北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦　自衛艦八隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
茅野市金沢字なぎ下六五番五から同市宮川字素麺畑四四五三番一まで	前	ＢＡ　八・八〇～二五・〇〇　五五・六〇～二一七・〇〇（メートル）	二・八九六（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　八・八〇～二五・〇〇　五五・六〇～二一七・〇〇（メートル）	二・八九六（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年九月十六日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般社団法人日本住宅性能評価機構

三(1) 役員の氏名の変更

変更前	柳沢　健夫
変更後	—

(2) 変更年月日

平成二十三年八月十五日

○関東地方整備局告示第三百六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年九月十六日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社湘南建築センター

三(1) 評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	—
変更後	神奈川県横浜市西区北幸二丁目6番1号

(2) 変更年月日

平成二十三年八月十六日